

## 未入居の申立書に必要な添付書類

### 「4. 現住家屋の処分方法など」に関する添付書類

現住家屋の処分方法	添付書類（添付書類は写しで可）
売却、賃貸する場合	売買契約（予約）書、賃貸借契約（予約）書、媒介契約書など。 申請者の住民票（市外の場合のみ）
自己の所有でない場合 （貸家、貸間、社宅など）	賃貸借契約書、使用許可証、社宅証明書、会社の証明、家主証明書など。申請者の住民票（市外の場合のみ） ※社宅などで住民票に「警察宿舍」や「教員宿舍」などと記載のある場合は、賃貸借契約書は不要
親族が住む場合	当該親族の申立書（原本）、申請者の住民票（市外の場合）

### 「5. 入居が登記の後になる理由」に関する添付書類

申立日翌日から起算して2週間で入居できない場合は、現住家屋の処分方法を明らかにする書類に加えて、次の「未入居の理由の添付書類」もご提出ください。）※複数該当する場合は、それぞれの書類が必要です。

未入居の理由	添付書類（添付書類は写しで可）
単身赴任の場合 （配偶者、子など家族が当該家屋に住 民票を移していることが条件）	家族の住民票及び申請者の在職証明書*など
家族で転勤の場合	赴任先のある在職証明書*
学校関係の事情の場合	在園・在学証明書*、もしくは学生証
リフォームの場合	リフォーム請負工事契約書
本人又は家族などの病気の場合	治癒期間が記載された医師の診断書
海外赴任の場合	在留証明書及び在職証明書*
前住人が未転出の場合	引渡期日のある売買契約書など
抵当権設定登記を急ぐ場合	金銭消費貸借契約書又は売買契約書（家屋代金の 支払い期日の記載のあるもの）など （2週間以内に入居が条件）
引っ越し準備の場合	添付書類不要（2週間以内に入居が条件）

※「在職証明書」及び「在園・在学証明書」については勤務先・学校名、住所、連絡先の記載でも可